

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 志賀 正武 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		発送日 (日.月.年) 18.04.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-22549		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/009766	国際出願日 (日.月.年) 10.03.2017	優先日 (日.月.年) 18.03.2016	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06F3/0482(2013.01) i, G06F17/30(2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) ヤマハ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 06.04.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 野村 和史	5E 4874
		電話番号 03-3581-1101 内線 3521	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3, 4, 10, 11	有
	請求項	1, 2, 5-9, 12-14	無
進歩性 (IS)	請求項	3, 4, 10, 11	有
	請求項	1, 2, 5-9, 12-14	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2007-172138 A (ソニー株式会社) 2007.07.05, 段落 [0013]-[0014], [0033]-[0036], [0045]-[0059]、第2, 10, 14-16 図 & US 2007/0143268 A1, 段落 [0035]-[0036], [0051]-[0053], [0063]-[0077]、第2, 10, 14-16 図 & CN 1987867 A & KR 10-2007-0065798 A
- 文献2 : JP 2006-268100 A (日本電信電話株式会社) 2006.10.05, 全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2008-59383 A (株式会社東芝) 2008.03.13, 全文、全図 & US 2008/0071832 A1
- 文献4 : JP 2007-102981 A (オリンパスイメージング株式会社) 2007.04.19, 全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2006-243854 A (富士通テン株式会社) 2006.09.14, 全文、全図 (ファミリーなし)

請求項1, 2, 5-9, 12-14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1により新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、複数のコンテンツ (楽曲) を含むライブラリ (ハードディスクドライブ16に記録した楽曲データ) の中から選択された複数のコンテンツの一覧 (プレイリスト50) を取得し、前記一覧の中から、前記一覧から削除する第1コンテンツ (あまり聴かれていない楽曲/ユーザの好みの印象とは異なる印象の楽曲) を選択し、前記ライブラリの中から、前記一覧の内容 (楽曲の印象) に基づいて、前記第1のコンテンツと入れ替える第2コンテンツ (改めて判別した選択楽曲及び複数の候補楽曲) と入れ替える更新方法が記載されている。

また、文献1には、コンテンツの一覧をユーザが選択すること (段落 [0033]-[0036] 参照)、第1コンテンツをコンテンツ各々の再生履歴 (再生回数) に応じて選択すること (段落 [0045] 参照)、コンテンツの一覧を更新する時期であるかを判断すること (段落 [0036] 参照。中央処理ユニット10が操作キー14の押下を検知してプレイリスト50の修正時期と判断している。) ことも記載されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3, 4, 10, 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 のいずれにも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。特に、「前記第 1 コンテンツと類似している一以上のコンテンツの中から前記第 2 コンテンツを選択する」構成は、文献 1-5 のいずれにも記載されておらず、請求項 3, 4, 10, 11 に係る発明は、これにより、プレイリストに含まれるコンテンツが固定されることによってユーザがそのプレイリストに飽きてしまうことを抑制するとともに、追加コンテンツを削除コンテンツの属性に応じて選択することで、プレイリスト自体の統一性やコンセプトを維持するという有利な効果を発揮する。